

諮 問 の 趣 旨

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域（以下「保存区域」という。）、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定め、一定の行為の制限を行うこと等により歴史的風土の保存を図ってきており、この間の開発圧力の高まりに対しては、保存区域の拡大指定、特別保存地区の拡大決定を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところである。

一方、歴史的風土の保存と農林業等や住民生活との一層の調和を図るため、行為の制限に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用へと展開を図る必要がある旨、そのため、歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実や、特別保存地区における行為の規制に関し、歴史的風土の保存上特に必要な行為について一律の基準の見直しを行う必要がある旨、平成10年3月19日の歴史的風土審議会において意見具申がなされているところである。

このような中で、特に近年、保存区域、特別保存地区内における行為の制限の対象となっていない、土石、廃棄物等の堆積により歴史的風土の保存に支障を及ぼしている事例が多数生じてきており、これらの行為に的確に対処するため、すみやかに新たな行為制限等について検討を行う必要がある。

政 令 改 正 の 概 要

1 行為の制限の追加

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2 許可を受けることを要しない行為

通常の管理行為・軽易行為に該当する堆積の内容

3 許可基準

歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないものとして許可し

得る堆積の基準

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
施行令(古都保存法施行令)の一部を改正する政令案

- 1 歴史的風土特別保存地区内において許可等を要する行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加する。
(古都保存法施行令第2条第2号)
- 2 歴史的風土特別保存地区内において許可等を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(以下「管理行為等」という。)について、
管理行為等に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、
面積が10㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。(古都保存法施行令第5条第8号)
管理行為等とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。(古都保存法施行令第5条第9号口(8))
- 3 歴史的風土特別保存地区内における行為の制限に係る許可基準として屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないことを定める。(古都保存法施行令第6条第13号)
- 4 その他(歴史的風土保存区域における届出)
歴史的風土保存区域内において届出等を要しない通常の管理行為、
軽易な行為その他の行為(以下「管理行為等」という。)において、
管理行為等に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、
面積が60㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。(古都保存法施行令第3条第7号)
管理行為等とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。(古都保存法施行令第3条第8号口(3))